平成30年第2回笠松町議会定例会会議録(第2号)

平成30年6月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長 3番 尾関俊治 副議長 5番 田島清美 議 員 1番 竹 中 光 重 2番 古田聖人 IJ 4番 川島 功士 6番 伏 屋 隆 男 IJ 7番 文 雄 IJ 岡田 8番 安 敏 雄 田 IJ 9番 船橋 義明 10番 長 野 恒 美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長 広 江 正 明 副 長 川部時文 町 教 育 長 恭 顯 宮 脇 監 査 委 員 小 林 正 明 務 総 部 長 村 井 隆 文 企画環境経済部長 堀 仁 志

住民福祉部長 服部敦美 建設水道部長 田中 幸治 教育文化部長 足 立 篤 隆 那 波 哲 也 総 務 課長 佐々木 正 道 税務 課長 田島 直樹 企 画 課 長 山内 明 環境経済課長 伊 藤 博 臣 住 民 課 長 赤塚 暢子 福祉子ども課長 花村定行 健康介護課長 今 枝 貴 子 教育文化課長 天 野 富 三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 平岩敬康

 書
 記
 中野妙子

1. 議事日程(第2号)

平成30年6月12日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長(尾関俊治君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長(尾関俊治君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番(川島功士君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

それもそうなんですけれども、今まさに米朝会談がこの10時から始まろうとしております。 トランプ大統領が世界の平和に対して、自分のことではなく、世界を基準に判断してくれることを切に望むものであります。

また、一般質問の答弁についても、町民の目線に立った答弁がいただけることを切にお願い して、質問を始めさせていただきます。

今回は、子育て支援についてということで、助産師さんの活用についてと妊娠初期から就学 以降までの切れ目ない支援についてということ、2点について質問させていただきたいと思っ ています。

今回の質問に至った経緯には、幾つかの出会いや、これまでの一般質問や議員活動、最近の 出来事の積み重ねがあります。

まずは、友人が依頼された笠松町歴史未来館3周年記念の笠松町イメージビデオを桜満開の3月最終週にみなと公園で撮影中のことです。偶然声をかけてモデルをお願いし、快諾していただいた方が助産師さんでした。そのすぐ後に、再度その方にお会いし、助産師として笠松町で貢献できることについて、担当職員と一緒にお聞きしたのがきっかけの一端であります。それは、笠松町が子供を安心して産み育てることができる町にしたいという思いにほかなりませんでした。そのことについて、数々の方に御意見をお聞きしたり、思いをめぐらせている最中、1つのお話をお聞きしました。

笠松小学校で開設している通級教室が5月最終週になっても開級しておらず、4月当初に開 級延期の連絡が来て以来、何も連絡がなく、不安だけがどんどん右肩上がりで上昇し、保護者 の皆さんのSNSの中では、雪だるま式に増大しているということでした。

もう一つは、給食センターが新しくなって、箸を自前で用意することなく、センターのもの を使うことになったのですが、配膳された箸やスプーン、食器などに汚れがあり、児童・生徒 が使いたくないと言っているということです。これらのことを考えるとき、本当に安心して子 供を産み育てる環境とは言えないのではないだろうかというふうに考えました。

住空間としての物理的環境や地の利については、笠松小学校北側の住宅用地の折り込み広告で示されたように、鉄道、学校、公園、商業施設など十分な魅力が紹介されています。次には、政策による安心を加えることで、本当に安心して子供を産み育てることができる町にしていけるのではないだろうかと考えました。

第5次総合計画、基本方向1「いのち輝くやさしいまち」、政策3(1)子育て支援の推進で示された基本方針に示されているように、効率的な保育サービスやきめ細やかな児童対策を推進し、保健、福祉、教育、医療など総合的に支援体制の充実を進めていきますとあります。さらには、主な取り組みとして、母子保健事業の推進、学校保健との連携による一貫した健康管理体制の推進とあります。

先ほど示した実例と第5次総合計画の指し示す方向を考えるとき、まさしく安心して子供を 産み育てるということにほかならないのではないかと考えます。通級教室の件などは、とても 安心して子供を産み育てる状況にはないと考えています。

通級教室に子供を通わせておられる保護者の方に言わせれば、切れ目だらけでぶつぶつだというようなことを言われる方もおられました。切れ目のない支援の継続こそが安心して子供を育てる環境だというふうに私は考えております。

もう一つの興味深いお話をお聞きしました。

ゼロ歳児、3歳未満児の時点では保育所に通園するのですが、3歳になると幼稚園にかわってしまうということです。これにはどんな理由があるのかと地域振興公社に調査をしていただきました。以下のような結果をいただきました。結果をそのまま読みます。

保護者、母親の就労時間が短いか、就労についていない場合で、またフルタイムの仕事でないと保育園に入所できないと思っている。お金に余裕があり、オプションで習い事ができ、お金を出してでも習い事をさせたい。兄弟、友達が幼稚園に通っている、または保護者も入園していた。さらに幼稚園というブランドが欲しい。最初から幼稚園の入園希望であるが、未満児は入園できないので、まず保育所に入所する。幼稚園の定員がオーバーして入園できないときは、まず保育所に入所して、次年度に幼稚園に入園する。3人目の保育料が無料のときは保育所で、対象でなくなると幼稚園に入園する。保育料が高いと思っているが、オプションなどを入れると幼稚園のほうが高くなると思われる。保育環境や給食、または安心・安全な保育をホームページやお便りで周知する必要がある。

これを読むと、保育料の軽減だけが少子化対策の王手とは考えられないのではないかという ことであります。それよりも、もっと大切なのは、笠松町では切れ目なく子供を産み育てるこ とを支援してくれる町だという確信をもらうことだというふうに考えています。 そんなマインドの部分を醸成するのは抽象的で難しいのかもしれません。そこで、物理的に 継続されるシステムをつくることが得策だと考えます。

妊娠が確定したときに配付される母子手帳と保育所で作成される保育記録など、学校で作成される成績表や保健記録などを一元的にまとめ、切れ目なく継続される物理的方法を考えてみてはどうでしょうか。今は、成績表はクリアファイルに1年ごとに差し入れていく形になっているので、単純にそのページ数をふやせば、物理的なことはまずできるというふうに考えていますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、継続できる支援の出発点として、助産師さんを活用して産前産後ケアを始めてはどうでしょうか。笠松町周辺の自治体では、助産師さんを活用して新生児訪問などを行っています。母子手帳をもらった時点で、マイ助産師さんを決めて、母子ともに何でも相談できる体制を整えてはどうでしょうか。初産婦さんの不安を取り除くことが母子ともに健康にお産に臨むことにつながり、安心して子供を産んでいただけることができるのではないでしょうか。

笠松町では、まず手始めにプレパマクラブなど、助産師さんの存在や後援、相談事業から始めてみてはどうでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

- ○議長(尾関俊治君) 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、川島議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の助産師の活用について、3点ほどのいろんなお尋ねがございましたが、この町では、産前の事業として、母子健康手帳の発行や妊婦健診、あるいは妊婦歯科健診の助成や妊婦さん同士が話をしながら楽しく過ごす交流の場としてのプレパマクラブやマタニティ相談、電話相談を、また産後の事業としては、保健師による乳児訪問や母子保健推進員による乳児の全戸訪問、そして乳児健診や育児相談、電話相談等を保健師や管理栄養士、歯科衛生士などがかかわり、実施をさせていただいております。

これらの事業を実施していく中で、産婦や新生児の相談、指導には、やはり専門性のある助産師のかかわりが必要であると考え、平成29年度から育児ほほえみ相談を実施いたしました。この事業は、町内の施設等で出産後の早期から育児不安の解消や授乳育児の支援、産後の母体の健康管理、乳児虐待等を未然に防ぐことを目的に実施をしているものであります。平成29年度は、41名の方が利用をされました。

核家族化が進んでいる今、町としては、安心して妊娠や出産、育児ができるように、産前産後のケアは子育て支援の出発点として大切なことと考えておりますので、現在、実施をしております育児ほほえみ相談だけではなく、今、議員が御提案のプレパマクラブや、あるいは育児相談や妊産婦、新生児訪問など、産前産後のケアについて、助産師さんのかかわりを検討して

いきたいと考えております。

また、マイ助産師の体制についての御質問でありますが、妊娠期から乳児期に助産師による相談支援体制を構築するということは、妊産婦の健康保持や乳児の健全育成にとって大変重要なことと考えております。議員御提案のマイ助産師は、何でも相談することで妊産婦が安心して子供を産み育てることができるための有効な支援体制の一つと考えます。しかしながら、助産師の確保や、あるいは現在、母子手帳を交付している保健師から、マイ助産師へのつなぎ方など幾つかの課題がありますので、今後、マイ助産師についても調査・研究をしていきたいと考えております。

次に、母子手帳や、あるいは保育所等での保育記録や学校で作成される成績表や健康記録などを一元的にまとめ、切れ目なく継続される物理的な方法についてのお尋ねでありますが、町では、第5次総合計画に示してありますように、みんなで子供を見守り、育てる町を目指していくべく、保健や福祉、教育、医療などにおいて、総合的に子育て支援体制の充実を図るとともに、保育所や保育園、小学校、中学校につきましては、進学や進級等の節目の時期に切れ目なく支援が継続できるよう情報共有や連携が図られるなど、子供の健全育成に向けた環境づくりを推進しております。

一方、家庭の子育て環境につきましては、核家族化の進展や共稼ぎ家族の増加、また多様化する就業形態や、さらにはお子さんの成長ぐあいや特性などによりさまざまであり、保護者の皆さんは多種多様な心配事や困り事など抱えておられ、子育てをされていると思われます。そのような状況の中で、町では、保護者の皆さんが安心して子育てをしていただけるように、さまざまな相談の対応や子育てに関する情報の提供を行っておりますが、今後、さらに安心して子育てができるまちづくりを進めていくためには、切れ目なく子育て支援が継続していける仕組みを構築することが不可欠だと考えております。

そのためには、医療、保健、福祉、教育等の連携をより一層推進することはもとより、保護者の皆さんと妊娠初期から就学以降までの各関係機関の情報を共有しつつ、議員御提案の子育て支援サービスや子育でに関する記録などを一元的にまとめ、情報共有できる物理的な手法については調査・研究を行って、今年度実施をさせていただきます笠松町第2期子ども・子育て支援事業計画の策定のためのアンケート調査の中でニーズの把握をしながら、安心して子育てができるまちづくりを目指していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

- 〇議長(尾関俊治君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) 御答弁ありがとうございます。検討していただくとか考えていくというような言葉をいただけたのは、まず第一歩かなというふうに思っています。

いろいろと聞きにくいことも聞くかもしれませんが、御了承願います。

まず第1点、通級教室が開級できていないということを町としては把握していたか、いなかったか、この1点だけ、まずお聞きします。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** 状況については、教育委員会からもお聞きしたことはあります。

[4番議員举手]

- 〇議長(尾関俊治君) 川島議員。
- ○4番(川島功士君) そのことについて、町としてはどのような対応をされましたか。
- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** いわゆる教員のいろんな状況もあったようでありますから、教育委員会 等に対応をお願いして考えていただいておると思います。

[4番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 川島議員。
- ○4番(川島功士君) かなり個人的なこともあったようですので、体調の問題とかいろいろありましたので、なかなか右から左へとはいかなかったとは思いますが、町として何かもう少し手を打つことがあったのではないかなと私は個人的には思っています。

もう一つ、給食センターの件はどのように把握されていましたか。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今、議員が言われたような箸の汚れに対しては、私どもは把握をしておりません。そしてまた、学校へ確認をしたところ、学校にもそういう情報は入っていなかったようでありますから、そういう状況は全く把握はしておりませんでした。

[4番議員举手]

- 〇議長(尾関俊治君) 川島議員。
- ○4番(川島功士君) 私も学校まで行って調査したところ、学校の給食担当の先生もまだ知らなかったということでした。なので、町が当然知らなかったとは思うんですけれども、そういうことというものを、いろんなことを気づいた上でどう行動するかというのが一番大事なことなんではないかなというふうに思っています。まずは、気づくためのシステムをどうつくっていくかなというふうに思っています。ですので、先ほど言ったような一元的な管理をしながら、情報の共有というのは大事かなということと、答弁でもあったアンケート、ああいうこともとても大事なことだなあと思いますので、今後一層進めていっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、なぜ保育所を選んでいただけないかという件については、どのようなことを今まで把握されていたのか、今の公社で聞いた意見についての町長の感想をお聞かせください。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今、議員が言われたように、公社からいろんな理由を言われたようでありますが、確かに今のそれぞれの生活形態や生活状況や、あるいは環境やいろんな社会状況を考えてみますと、やはり今言われたような状況というのは、それぞれが持っている状況でもあり、悩みでもあり、あるいは子供に対する考え方でもあり、それぞれ多様な部分があると思います。それの中で親さんがそういう自分の子供の将来について判断をし、そしてまた自分の家庭状況も把握をして対応する。初めの判断というのは、やっぱり親がきちっと見きわめて判断することが大事なことではないかということを、いろんなことを聞いた中で感じたのが第一であります。

[4番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 川島議員。
- ○4番(川島功士君) 確かに生活の仕方というか生き方というのは家庭それぞれですし、親が子供に対してどんな人生を歩ませようと思うかというのはそれぞれの考えでやっていることなのでとやかく言うことではありませんが、単純にお金の面で無料化するというだけが子育て支援ではないのではないかなということは、私はこの答えからすごく感じたんですね。だから、お金でもって無料化するというのは、例えば保育所の場合は、そういった方々を最終的なセーフティーネットとして支えていく部分では必要かもしれませんが、そうではなくて、本当の意味でのここの町で子供を育てるということの安心感をどうつくっていくかというのが一番大事なんじゃないかなというふうに思います。

多分、男性の方でも、特に子供が生まれたことのある女性の方だったらわかると思うんですけれども、例えば妊娠されたときの不安感とかというのは、理屈で説明できないですよね。私も、自分が妊娠したことがあるわけでないのでわかりませんけれども、私の近くで見ているのは、やっぱり家内だったり、兄弟だったり、親戚の者だったりということや知り合いの方を見ている限り、物すごく理論的なことで説明できることではないですね、精神的な部分で。

ということは、要は心に届く安心感をどう与えられるのかというのが大事なことではないかなというふうに思うんですね。その点だけ、町長のお考え方をお聞かせください。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 我々の時代や、もう少し前の日本の時代であれば、今のような核家族化が多くなってやっている家庭状況ではなくて、自分の親なり、家族なりに相談をし、あるいは聞くことができる、そういう社会状況の中にいたことと、現在のような核家族化が進んだり、夫婦2人であったり、あるいは2人とも他の地域からこちらへ見えた方であれば、今言われたように、すぐ親や、あるいは身近な親戚に相談する、聞くということは電話ではできるかもしれませんが、やはり身近にそういうことをお話ししたり、そういう相談ができるということは、

本当に困った方に対しては一番大事なことであるということは、今の状況の中で言えると思います。そのような状況をどういうように把握をして、どういうふうに対応するかということに関しても、私どもも今いろんな対応、先かた申し上げたように、いろんな連携をしながら対応して進めてきている中で、やはり今質問があったような助産師さんのいろんな活動や活躍というのは、その必要性を認めて、平成29年度からいろいろ体制をとってきたわけであります。そういうことも踏まえて、今の社会状況をしっかり把握しながら、そういう心配な方に寄り添ってできるような体制づくりがどうできるかということを、先ほど御答弁したように、我々も調査・研究をしながら体制づくりをしていくことが大事であろうというのが今の考えであります。

[4番議員挙手]

〇議長(尾関俊治君) 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。

基本的には共通の認識であるのかなというふうに、今も答弁でわかったわけなんですけれども、例えばここに笠松町の子育てガイドという非常に親切なやつがあります。一連的にいろんなことが書いてあって、わかりやすくて、とてもいいなというふうに思ったりしています。それこそ妊娠のわかった段階から就学の状態になるまで一元的に書かれているのはとてもいいことだというふうには思うんですが、例えば育児相談、診断、予防接種という部分のところに、育児マタニティ相談というのがあります。マタニティーというのは、多分母親のことも含めているんだろうとは思いますが、説明の中には、妊娠中の生活や出産、育児、健康、発達について、保健師や栄養士が相談に乗りますとありますが、母親自身のことについても相談に乗りますというような具体的な記述があると、もっと相談しやすくなるのではないかな。

先ほど言った、例えばこの中に、先ほどのさわやか相談みたいなことが一緒に併記されていればいいなということと、相談に来れば応じますよということではなくて、やっぱり妊婦さんなので、その辺のところは申請主義ではなくて、いつでも、どこでも、誰にでもやれるような、先ほど言ったマイ助産師さんではないんですけれども、そういう状況をつくり出してあげることが、本当に妊婦さんのマタニティーブルーを解消していくことになると。子供を産もうという意識が出てくるのではないかというふうに考えています。

なので、この方向性は非常にいいことですので、いいんですが、そういうちょっとしたこと に本当に妊婦さんの目線に立った気づきというものがあると、また政策が変わってくるのでは ないかなというふうに思います。

例えばプレパマクラブで妊婦さん同士がおしゃべりをしながら楽しくというようなことが書いてありますけれども、例えば大垣市ですと、転居されてきて大垣市へ来られた方なんかは、公園デビューのお手伝いを行政というかNPOに委託して行っています。あとは、例えばママ友同士のSNSみたいなものを立ち上げて、そこへ皆さんの輪ができるようにしたり。今の時

代を象徴するように、例えば相談する先がないので、ネットの情報に頼ってしまいますが、ネットに書いてあることが全部本当なのかどうかわからない状況であるというのは事実です。確かにちゃんとした機関がちゃんとした情報を流してはいますが、例えばどこかのフリーマーケットサイトでは、妊娠米みたいなものが売られたり、そういう非常に悲しいこともたくさんあります。なので、そういうことをお互いに、例えばプレパマクラブに来ている人同士が簡単に輪になっていけるというようなことも、精神面の中ではとても大きいと思うんですね。そういうことがあるので、先ほどの通級教室の中でも親の会の方たちのSNSができて、その中で悪い意味での不安が増加してしまうということがあるんですけれども、自分の思っていることをそこで書き込むことによって、みんなにそうだよねと言ってくれることで安心するという。ある程度、そこで爆発を抑えられているという部分もあると思うんですね。

今後は、いろんなことを考える中で、そういうこともぜひとも考えていっていただきたいと 思いますが、どうでしょうか。

〇議長(尾関俊治君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 先ほども答弁させていただいたとおりでありますが、やはり切れ目のない支援体制というのは大事でありますし、そのために、人員の体制を整えなきゃならないという問題もあります。そういう問題は、こういう町村にとっては大変大きな問題でもありますし、体制づくりが大変な部分はありますが、将来的にそういう子育てのことに関して、やはり5年、10年先も見据えた体制というのは、先ほど申し上げたように、子ども・子育て支援計画の中で、平成31年度まで今の体制を整えながら改革をしていくわけですが、今度は31年以降の5年計画の準備を今しているわけであります。

その準備の一番初めが、先ほど申し上げたように、いろんなアンケートをとらせていただいて、実際、皆さんがお困りになっていること、あるいは必要なこと、将来考えてみえること、いろんなことをこのアンケートの中からもう一度、この1年かけて把握をしながら、第2回目の子育て計画を立てる一つの基本にしたいと思っております。その基本になるのが、今言われたような部分を含むと思いますが、いろんな意味での人員体制の整備も含めて将来計画を立てていくことは、これから大事な仕事ではないかと思っております。

〔4番議員挙手〕

〇議長(尾関俊治君) 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。

確かにいろんな制度であったり、人の手配であったりということもあるので、じゃあ、すぐ やりましょうということには当然ならないと思います。じっくり考えていただいて、腰を落ち つけて考えていただきたいと思います。

ただ言えるのは、例えば、私たちも以前、車の部品をつくっていました。月に30万台、40万

台という車をつくる中で、部品をうちが納めます。うちの出ていく部品は1個の部品です。何万個と、多いときは30万個を月ごとに納めていた部品もありました。でも、買った人というのは、1人で何十台も車を買う人はいないんですね。唯一の基本は車なんです。3台、4台買ったとしても、そんなにたくさん買う人はいません。だから、子供にしてみれば、例えば子供たちという一くくりでいうんではなくて、家族にとっては唯一無二の存在であります。なので、支援が途切れているか、途切れていないかということは、行政側から見れば、学校側から見れば途切れていないというふうに見えているかもしれませんけれども、一家族にとってみると、そうではない部分がたくさんあるということに気づいていただきたいの一言なんですよ。そのところを強く強調しておきたいと思います。

もう一つなんですけれども、先ほど給食センターの話がありました。学校側も気がついていないということでした。でも、そういう問題が上がってきて、今そういうことが土俵に上がったわけです。なので、もちろん給食センターでは出荷というか、各学校に配送する前に見ていらっしゃるとは思いますが、何十個ものケースを何人の方が見られるか知りませんけれども、1人で何個もの食器のケースを見るんだと思います。ちゃんと確認はしていただいていると思うのですが、例えば今、児童・生徒さんからの意見がなかなか出てこないということであるんなら、少なくとも担任の先生が配膳をする前にちょっとだけ見てもらえませんかというお願いを給食センターとしてすることはできませんか。

〇議長(尾関俊治君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 今言われた箸の問題は、当然我々も検証してきちっとしなきゃならない問題でありますが、そういうことを気づいた時点、あるいはそういうことを感じた時点で、物事を言ってもらわなければ、我々が後からそういうことがあったということを聞いただけでは対応のしようがないんです。しかも、学校自身が把握していないということであれば、2,000食の食事をつくって対応している給食センターに、それを把握することはできません。けど、そういう状況がわかったときには、やはり素早く学校等を通じた情報提供というのは必要であると思います。

そしてまた、今言われたように、教職員が配る前に全部の箸を確認するということは、物理的にできることかどうかはわかりませんが、今までは個人で持ってきた箸だったんですが、それでは大変だろうということで、私どもは全部の箸をこちらで用意してやることができました。それが欠陥があって、それがどうというなら、また体制を変えなきゃならないことになりますが、今のことは決して体制に影響することではないですから、そういうことも、学校が把握して、そういうことが起こらないようにすること。また、今の話を聞いていますと、箸の汚れというのが、本当にその汚れが食事に対して大きく影響しているのか、あるいは何かのちょっとした汚れだけなのかは我々は把握できませんので、それこそ、そういう情報をきちっと提供し

ていただくことが、これからそういうことを防ぐ大きな要因でありますから、決して我々がそういうことを隠したり逃げたりするわけでは全くありませんので、せっかく皆さんの了解を得て、すばらしい給食センターになった後にそういうような状況というのは、やっぱり我々も、そしてまたそれを提供した業者も、そしてつくっている職員の皆さんも、決して望んでいないことでありますから、ぜひそういう状況をお互いに共有しながら、しっかりした給食提供ができるようにしていきたいと思いますから、ぜひそういうことも御理解いただいて、対応していただきたいと思います。

[4番議員挙手]

〇議長(尾関俊治君) 川島議員。

○4番(川島功士君) もちろんおっしゃることはよくわかります。例えば、そういうふぐあいのことであると、そういうことがありましたということをいただかないとなかなかわからないというのは、本当にそのとおりだと思います。しかし、今、そういうことがあるということがわかったということがもうわかっているわけです。どういうことなのか、具体的なことがわからないということであるなら、例えば全部の箸を見るというのは不可能かもしれません。でも、箸というのはかごの中に入っていました。かごの中に入って、上からぱっと見るだけでも違うと思います。ちゃんとそのときに、こういうことがあったから、先生に持ってきてねと、もし一言言ってもらえれば、児童・生徒たちも認識が深まると思います。

要は、そういうコミュニケーションをとりやすい状況にしていただいて、程度のことはわからないにしても、そういう事象があったということは事実なのですから、そういうことを把握していただくように努めていただきたいというふうに思います。もちろんやっていただけると思いますが、ぜひともよろしくお願いします。

せっかくさっき言ったように新しくなったのにそういうことでは、本当に悲しいと思います。 そして、箸だけではないですね。その話を部長側にお話をした後、先週の木曜日にスプーンと お皿が汚れていたという話も聞きました。御飯粒が潰れたようなねちゃっとしたものだったと いうふうにそのときは聞きました。何か白い塊のようなぬるぬるしたものがついていたという ふうに先週の木曜日に聞きました。給食センターに問い合わせたところ、その日は確かにスプ ーンを使っていたというふうにもお聞きしました。

なので、そういうこともありますので、大事なのは、先ほど言ったように、気づくためにど んな努力をしているかということです。まずどんな政策を立てるにしても、どんな対策をする にしても、気づくことが第一だというふうに思っています。

そういう意味では、先ほど言いましたような助産師さんの関係もあります。助産師さんの意見を聞いて、例えば助産師さんの協会があったりなんかもしますので、ぜひともそういうことを積極的にお話をしながら、この町で安心して子供を産んで育てていこうという思いを持って

いただける方の目線に立って施策をつくっていっていただきたいというふうにお願いします。 これで私の一般質問を終結したいと思います。ありがとうございました。

- 〇議長(尾関俊治君) 2番 古田聖人議員。
- ○2番(古田聖人君) おはようございます。

1年ぶりにこの場所に立つことになりました。上の席ではなかなか言えなかったこと、お尋ねできなかったこと、あれこれお聞きしようと思って、いささか気合いが入り過ぎたせいか、 今回の質問、ちょっと長文になりまして、御容赦願いたいと思います。

それでは、質問書の朗読をかえて質問とさせていただきたいと思います。

本日のテーマは、ごみの減量化と有料化についてであります。

改めてこの場で申し上げるまでもなく、笠松町の財政状況は逼迫し、厳しさを増しつつあります。要因は幾つもありますが、ごみ処理費の増加が少なからず影響を与えていると考えられます。平成30年度のごみ処理に係る予算は約5億4,600万円、現行の積みかえ方式に移行してから約1億円の増加です。

さらに、今後、新しいごみ処理施設の建設が本格化すれば、より一層の負担増は避けられないでしょう。こうした実情を踏まえると、財政の改善には、ごみ処理費の削減が最も有効かつ即効性のある方法だと思われます。

では、どのようにごみ処理費を減らしていくのか。私は、減量化と有料化の複合的な取り組みを目指すべきだと思います。

今回の質問では、この趣旨に沿って、町側の方向性や見解を伺いたいと考えております。 まずは、本題に入る前に、ごみ減量化の先進自治体の取り組みを紹介いたします。

昨年7月、羽島郡町村議会議長会の視察研修で、奈良県斑鳩町を訪れました。斑鳩町では、 ごみの排出ゼロを目指すゼロ・ウェイスト宣言を掲げ、官民一体となってごみの減量化を進め ています。その結果、平成11年の家庭系ごみの排出量が約7,500トンだったのに対し、平成28 年には約4,800トンと36%の削減に成功いたしました。それに伴い、リサイクル率も高まり、 現在は5割を超えるなど、資源化にも大きな効果を上げております。

斑鳩町では、どのような取り組みを行っていたのでしょうか。主なものとしては、ごみの指定袋導入とその後の有料化を初め、後ほど提案させていただく水切りバケツの無料配付と生ごみ専用の収集場所の設置、枝葉、草類の分別収集の実施です。町の担当者によると、平成12年に有料化に踏み切ったのを機に、ごみの減量化が一気に進み、さらに水切りバケツによって、町民の協力と理解の輪が広まったそうです。そして、ごみが減っただけでなく、町民の間に資源を大切にするもったいないの心が定着したのが一番の成果と胸を張っていたのが印象的でした。

さて、笠松町でも、先般の全員協議会において、ごみ減量協働アクションプランの一部とし

て、平成31年度から大型ごみと事業系可燃ごみの有料化を実施したいとの考えを示されました。 これらの有料化は、町民主体のごみ減量化の第一歩になると大いに評価したいと思いますが、 一方で、排出量の大きな部分を占める家庭系ごみの有料化については、調査・研究の段階とされ、方向性さえも明示されませんでした。

翻って全国の状況を見てみますと、家庭系ごみの有料化を実施する自治体がふえています。 調査によると、既に有料化を実施している市町村は、2018年4月現在で1,108自治体、63.6% に上ります。特に岐阜県では、全42市町村のうち38市町村が始めており、未実施なのは岐阜市、 羽島市、岐南町、笠松町の2市2町だけとなっています。いずれにしても、流れは有料化に向 けて大きく動き出していると言っても過言ではないでしょう。

そこで、町長にお伺いします。

笠松町が平成31年度以降から実施を計画している事業系と大型ごみの有料化はどのような形式で行うのでしょうか、そのあらましを御説明ください。また、家庭系可燃ごみの有料化はどう考えているのか、もし前向きに取り組むおつもりならば、町民の減量化への意識を高め、理解と協力を求めるためにも、有料化スタートの時期や方法を早い段階で明確にして町民に告知すべきだと思いますが、どのような見解をお持ちでありましょうか。

次に、町民主体によるごみ減量化についての議論を深めたいと思います。ごみの減量化を継 続的に進めるには、町民の環境意識を向上する必要があると思います。

笠松町では、これまで主として、ダンボールコンポストの普及に努めてまいりましたが、手間がかかる、堆肥の使い道がないなどの理由から、期待したほど広がっていないように見受けられます。

そこで、先ほど斑鳩町での取り組みで紹介した水切りバケツの配付を提案させていただきた いと思います。

笠松町でも、平成42年度までに家庭系ごみの排出量を約3,605トン、28年度よりも約1,300トン、1人1日当たり100グラムの減量を目指すと聞いております。多くの家庭で水切りバケツが使用されれば、町全体の家庭系ごみの削減にも大きな貢献ができるのではないでしょうか。

もちろん全戸に配付するとなればいろいろな課題もあるでしょう。1つは財源の確保であります。もう一つは、配付の時期です。本来ならば、家庭系ごみの有料化と同時期に行うのが最も効果的と思いますが、現行では概要が未確定のため、先行配付にならざるを得ないかもしれません。ただし、せっかく配付しても町民の間に減量化の機運が高まっていなければ十分に活用されない可能性があり、このあたりのタイミングが難しいと考えます。

まず財源については、ふるさと納税の活用を求めたいと思います。これにより、笠松町がご みの減量化、強いては循環型社会の実現に積極的に取り組む姿勢を内外にアピールする機会に なると思います。また、配付方法につきましては、町内会などを通して、全世帯一斉に配るの ではなく、まずは台所を預かる特に女性たち、例えば女性の比率の高い各種団体やPTAなどの有志にモニターとして使ってもらい、その感想や効果について、町の広報やホームページなどで紹介し、徐々に裾野を広げていく。つまり行政主導のトップダウンではなく、民間主導によるボトムアップで減量化の啓発を進めていくのが理想ではないかと思います。

水切りバケツの配付とその普及方法についての町長の御意見をお聞かせください。また、水切りバケツ以外で町独自で考えられておる減量化のアイデアがあれば、ぜひ御教示願いたいと思います。

さて、これまでごみの有料化と減量化について取り上げてまいりましたが、有料化に伴い懸念視されるのが不法投棄の増加であります。ごみの有料化と減量化の成功には、不法投棄の撲滅が必須条件と言えます。現在でも不法投棄対策として、一部の集積所に監視カメラを設置していますが、今後は看板や広報紙による啓発だけではなく、集積所や不法投棄が行われやすそうな場所のパトロールを行い、人の目による監視にも力を入れるべきではないでしょうか。その際は、職員だけではなく、町民の方々にも幅広く参加してもらう仕組みをつくり、住民協働でごみのルールを厳守するという環境の醸成を目指してほしいと願います。

さらに、悪質なケースの場合は排出者の割り出しをし、警察にも通報するなど、不法投棄に 対する強い姿勢を示すことも必要かと考えます。

私は、行政が率先垂範して、法律やルールを厳守する姿勢を町民にアピールすることで、これが防犯意識の向上へと波及し、防犯協会など住民組織の設立へとつながっていくのではないかと期待しているところであります。笠松町としては、有料化にあわせた不法投棄対策をどう取り組むつもりなのか、具体的な施策を含めてお答えください。

以上で、1回目の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(尾関俊治君) 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分 再開 午前11時15分

○議長(尾関俊治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

古田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、古田議員さんからの、まず第1点のごみの有料化と減量化についての中で、事業系ごみや大型ごみの有料化の形式についての御質問でありますが、事業系ごみや燃えるごみの有料化の形式に対するお答えとしては、笠松町の数年来のごみの排出量推移や他の市町の状況から見ても、避けて通れない認識であります。

そのために、学識経験者や事業者、廃棄物収集事業者、あるいは住民代表で構成する笠松町

廃棄物減量等推進審議会を今月の22日に設置して、ごみの減量化あるいは有料化などの事項を 諮問して、集中的に議論をいただき、答申を9月ごろまでにいただく予定で事務を進めさせて いただいております。

また、議員御質問の有料化の方式といたしましては、単純比例型や多段階比例型や一定量無料型などさまざまな方式があり、当町の現状とその方式の利点の検討が必要であり、現時点では、有料化の方式の詳細を申し上げることはできませんが、排出量に応じた負担の公平性が担保され、なおかつ排出抑制の効果が大きな方法を採用していきたいと考えております。

そのスタート時期や方法を早期に町民に告知することについての御質問でありますが、家庭系可燃ごみの有料化については、さきにお答えしたとおり、まず事業系ごみと家庭から出る大型ごみの有料化の検討を実施していくことを考えております。大型ごみを有料化する際に、現在の町の収集区分である燃える大型ごみや金物ガレキの収集品目の分類や区分の見直しも必要となってきます。また、収集体制の見直しも必要となってまいります。そのために、まずは事業系ごみと大型ごみの有料化による排出量の変化や、また収集区分の見直しによる可燃ごみに対する影響を見つつ、次の段階において、家庭系可燃ごみの有料化に対する時期や方式等を検討することを考えております。

次に、減量化の中で、水切りバケツの普及とその他減量化のアイデアについての御質問でありますが、家庭におけるごみの減量の基本というのは、不要なものは買わないことや、あるいは食品を使い切ることや食べ切ること、また水切りに努める、あるいは分別により燃えるごみを減量する、再使用や再利用に努めるなど、さまざまな取り組みがありますが、そのほかの減量の方法としましては、現在、町が購入助成を行っているダンボールコンポストや生ごみ処理機、そしてホームコンポなどによる器具や機械等を用いて減量する方法もありますが、普及している状況ではありません。

町民の皆さんのごみ減量に対する意識は、取り組みというのは、住居形態や就労状況、あるいは家族構成や環境配慮に対する考えなど多様であると思われ、画一的なものではなくて、さまざまな取り組みによって減量する方策が必要であると考えておりますので、水切りバケツの使い勝手や効果などを検証しながら、普及の可能性が認められれば周知をし、啓発を進めていきたいと考えております。

その他の減量化のアイデアとしましては、各家庭や個人において、ごみ減量に対する意識を 醸成することが第一であると考え、廃棄物減量等推進員の活動を通した減量化や、町広報紙に よる啓発や関係団体機関と連携をして環境意識の向上に寄与するような啓発に努めていきたい と考えております。

次に、不法投棄対策についての御質問でありますが、環境省が作成した一般廃棄物の有料処理化の手引きの中にもある家庭ごみを有料化した場合の不法投棄の変化についてのアンケート

の中では、有料化時に約4割の自治体において不法投棄が増加したという結果が出ております。 また、事業系ごみを有料化した場合は、事業活動から生じるごみを家庭系ごみとして町内会 管理のステーションに排出されることなどが懸念をされます。

このような事案に対応すべく、不法投棄を防止するために、不法投棄が起きやすい場所に車両が侵入できないような対策を施したり、防犯カメラやパトロール等による監視の強化、また不法投棄された場合の早急な撤去体制の構築、さらには関係機関との連携強化などに取り組むことが考えられます。

しかしながら、このような対策を講じても、町内会長さんや廃棄物減量等推進員の皆さん、 そして町民の方々の協力なくては成果があらわれないものであると思われ、今後、地域の見守 り活動を実施している団体や、そのような活動をする方々に対しても、不法投棄に対する関心 を高めていただけるような周知を実施していきたいと考えております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) 御答弁ありがとうございます。

今のお話の中で、有料化については、今後、審議会を開き、答申をいただいて考えていくというふうに解しましたが、町長御自身は、事業系や大型ごみは有料化という話だったんですが、家庭系可燃ごみも含めて、有料化についてはどのように考えておられますでしょうか。まずその点をもう一度確認させていただきたいと思います。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今申し上げたように、笠松町のいろんな状況や周辺の市町村の状況から見ても、ごみの減量をしたり、排出抑制をするためにも、やはり有料化というのは一つの大きな方法であると思います。

そういう中で、笠松町においても、最終的には家庭系ごみの有料化に踏み込むような政策や体制をこれから築いていかなければならないという考えで、今申し上げたように、大型ごみ等の問題からスタートして、皆さんに啓蒙しながら考え方を徹底していきたいという順番で、最終的にはそういうことを進めていきたいと思います。

そういう中で、議会の皆さんにも御質問があったように、有料化に対する御理解をいただいているものと思い、これからも体制づくりを進めていく。その第一歩が今の審議会でありますから、その審議会に対する諮問も、私どももそういうのを含めた体制づくりの諮問をしながら答申をいただいて、体制づくりをするというのがこれからの考え方であります。

[2番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

私自身もできるだけ早く、家庭系ごみも含めた有料化の方向と実施時期等を町民の方々に示すべきだと考えております。

なぜなら、その理由の一つとしては、これまでプラ容器とか紙製品、こういったものを生ご みと一緒に捨てていて、それがなかなか資源ごみの回収が開始当時と比べて進んでいない、ま たちょっと減ってしまったという実情も解消されるのではないかという、そういった期待があ るからでございます。

また、先ほどの最初の質問の中でもお示しさせていただきましたように、全国的にも家庭系ごみの有料化というのは、時代の趨勢、流れであると思います。やはりそうした中、いきなり家庭系ごみの場合、有料化をぽんとするのはいろんな問題があり、また御批判もあると思うんですが、その前段階として、先ほどの斑鳩町の中でもお話しさせていただきましたように、まず指定ごみ袋の導入ですね、そちらのほうを地ならし的に考えてもいいのではないかと思うんですが、そのあたりについての御見解をお示ししていただきたいと思います。

〇議長(尾関俊治君) 広江町長。

〇町長(広江正明君) 指定ごみ袋の効果というのは、ほかのところでいろいろやられているように、可燃ごみとそのほかのごみの区別をするための一つの方法であったり、あるいはその地域のごみがほかから搬入されないための一つの手段であったりするのではないかと思います。

私どもの町では、そういう指定袋ではなくて、皆さんにシールをお願いして、シールを張ることによって、排出責任をそこできちっと確認してやらせていただいている。ましてや、今の分別の部分に関しては、議員からお話があったように、いわゆる資源ごみとして、町内会のそれぞれのステーションでそういうことをやっていただいておる。そういう意味では、今の時点で指定袋ということではなくて、笠松町が独自にやっている体制の中で根づいた一つの方法で進めておりますので、今、指定袋を導入してということはちょっと考えにくいんではないかと思っております。

[2番議員挙手]

〇議長(尾関俊治君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) 今の指定ごみ袋というのは、多分多くのまちで有料化の場合、ごみ袋を販売して、その値段に上乗せしているということで、あらかじめ町民の方々が指定のごみ袋を使っていると、言い方はちょっとおかしいんですけど、ぱっと有料化した場合、値段がちょっと上がるぐらいで、比較的に引き受けてもらいやすいんじゃないかという、そういった考えもあって御提案させてもらったんですが、もちろんシールも含めて、それぞれメリット・デメリットあると思います。このあたり、また審議会でも結構なんですが、いろんな場で、しっかりと一番皆さん方が理解し、そして納得していただける方法を考えていただきたいと、これは要望として伝えさせていただきます。

それと今、事業系とか大型系のごみは有料化の方針とお伺いしたんですが、有料化に伴う収入というのは、そのまま一般会計に繰り入れてしまうのか、それともまた、特別な用途を考えていらっしゃるのか、そのあたりをお聞きしたいんですが、ちょっときょう、京都市のごみ袋を持ってきました。資源ごみ用のごみ袋と燃やす用のごみ袋と2種類なんですけど、このごみ袋に書いてあるんですけれども、この有料指定袋による収入は、地域での古紙回収の資源、カラスネット、いわゆる防鳥用ネットですね、無償貸し出し、使用済みてんぷら油の回収事業、環境保全やごみ減量などを学べる環境学習施設の整備などに活用していますというふうに、あらかじめ指定ごみ袋に書くことによって、市民の方々に積極的に協力をお願いすると。啓発活動にもつながっていると思うんですが、そのあたり、使い道については今の段階でどのようにお考えでしょうか。

〇議長(尾関俊治君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 先がた申し上げたように、ごみの有料化というのは、いわゆる排出抑制というのが一つでもありますし、そしてまた、有料化することによって、ごみの排出量の平等性というのも出てくると思います。そのようなことも踏まえて、家庭系の可燃ごみの有料化というのを考えていく一つの流れの中で、今言われた有料化した後のお金の使い道に関しては、御承知のとおり、今、羽島市において建設をしようとしているごみ処理施設が完了してくれば、財政出動が大変大きくなってくることも考えなきゃなりませんので、そういうようなことで有料化して、皆さんの御協力をいただいたお金に関しては、やはり毎年度、そういうことでふえてくるごみの処理費用として充てることを考えていくのが正当ではないかと思います。

そういう意味で、今、初めて聞いたんですが、京都市がやっているような内容も、たしかそ ういうような意味を含んでいると思いますから、将来そういうことも参考にしながら、皆さん からいただいた有料化による収入については、そういう考えの中でごみ処理経費として対応し ていきたいというのが今の考えであります。

[2番議員挙手]

〇議長(尾関俊治君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

せっかく有料化するのでしたら、町民の方々にもそういったお金の使い道というのもはっきり説明していただけるといいかなと思います。

続いて、町民一人一人による減量化についての質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどお話がありましたように、減量化についての取り組み方、考え方というのは、人それぞれいろんな思いがあると思います。私自身、水切りバケツを提案させていただいたんですが、ダンボールコンポストがいいという方もいれば、台所の三角コーナーに置く簡易型のやつもいいと、そういった意見があると思うんですが、これは、水切りバケツも含めて一つのアイデアで

して、もし可能ならば、例えば町民の方々からごみの減量化に対するアイデアを募って、その中で有効的なもの、例えば審議会でも結構なんですが、あるなと思ったら、町がそれに補助金を出してその効果を確かめる、そういったことが町民参加型の減量政策につながっていくんではないかと思いますが、そうした取り組みについて、町長のお考えをお聞かせください。

〇議長(尾関俊治君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 今、バケツのところでも答弁させていただいたように、やはりいろんなライフスタイルに合った対応というのを進めて今やっている中で、今の水切りバケツも一つの方法になるかもしれませんが、減量化に関しては、町民の皆さんがそういう認識のもとで一緒になって進まなければ何の意味もないことであります。どういうスタイルで、どういう対応で、どういうふうにしたら減量できるんだろうかということが、やっぱり住民の皆さんに対して投げかけながら、いろんなアイデアをもらう。そしてまた、学校関係においては、子供たちがそういう環境教育の中で考える減量のごみに対する考え、そういうのもいろいろ情報を集めた中で減量方法を考えていくというのは有効なことだと思いますから、多くの皆さんのお知恵や協力のもとで減量対策を進めていきたいと思っております。

[2番議員挙手]

〇議長(尾関俊治君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

減量化を進めるに当たっては、行政から押しつけとか無理にお願いするのではなく、やはり 町民の方一人一人が自発的に、そしておもしろく楽しめていける、そういった環境づくりが不 可欠だと思います。そのあたりの取り組みもぜひともよろしくお願いしたいと思います。

最後に、不法投棄の問題についてもう少しお話を伺いたいと思います。

不法投棄の問題は、本当に現在でもいろんな町内会で問題になっていると思いますが、監視を強める、これは本当に一番即効性があって、やらなければならない問題だと思いますが、根本的な不法投棄が起きる原因の一つに、私自身は、笠松町と周辺の市や町との間で、受益者負担金とか、あるいは排出のルールがまちまちな点があるのではないかと思います。

例えば、大型ごみに関しましては、岐阜市はこんなような有料の袋があって、420円だったかな、その中に入るものは無料で持っていってもらえるけど、入らないものは業者に直接電話して取りに来てもらうとか。あと羽島市の場合は、大型ごみ、1メートル四方以内のものは無料らしいです。ただ、それ以上の場合は有料で、またそれは個別に対応してもらうという話なんですが、一般的にごみがやすきに流れるというふうに言われております。全国的に見ても有料化の地域から無料の場所へごみが持ち込まれるというケースはよく聞きますし、また不法投棄ではないんですが、笠松町においても大型ごみが無料ということで、親戚とか知人の人に、岐阜市の方とか、また遠くの方が、あんたのところは無料やで、うちのごみをちょっと出して

くれんという話もたまに聞きます。そのあたり、これから新しいごみ処理施設の建設がいよい よ本格化するんですが、岐阜羽島衛生施設組合を構成します2市2町で、ごみの排出に関する 統一ルールをつくる時期に来ているのではないかと思うんですが、そういった働きかけをお願 いしたいと思うんですが、町長のお考えをお示ししていただきたいと思います。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今議員が言われた、そういう流れや考え方というのは大変大事なことだと思います。ましてや、2市2町でやっている衛生施設組合が1つでありますから、本来は、初めからそういう体制づくりというのは一番大事だったはずなんですが、御承知のように、廃棄物の処理というのは、市町村固有の事務ということでスタートしていますから、岐阜市やその当時の羽島郡や、羽島市は入っていなかったんですが、岐阜市と羽島郡4町というのは、それぞれ4町の中でも固有の事務として、それぞれの町がそれぞれの住民の皆さんの便宜を図ってやっていたというのが今までの流れであります。

これから、今、私どもが新しい岐阜羽島衛生施設組合の施設をつくることによって、新たなごみに対する考え方を一つにしてやっていく必要がある中で、今、私どもが思っているのは、ちょうど今、衛生施設組合のごみを投入する方式というのは、4つぐらいの方式に絞って、どうしようかということに迫っている。それが具体的に設計やいろんなことが入ってくると、今度はごみを投入する大きさや、いろんなこともそこで決められてくるということであれば、そういう時期に私どもは、同じ処理場を利用する2市2町が、今言われたような統一的な見解を持ってやることが大事かもしれません。

しかし、今まで私どもは、それぞれのサイクルでやってきた流れを統一することの難しさがあるならば、せっかくそういう機会の中でお互いに協力や連携や調整できることは何なんだろうかということをいい機会にやるべきであるということを思っております。それぞれ長年、ずっと体制をとってきた市町村の流れを一つにしていくというのは一気には難しいかもしれませんが、これから10年、いわゆる処理場ができるまでの時間がありますので、そういう意味では、2市2町が同じようなルールを持った体制づくりができるというのが非常に大事だと思います。これは衛生施設組合でやる前にも、2市2町の首長会議や内部の連携協議の中でそういう話もしながら、一体どういう切り口でどういうことができるんだろうかということは、これは首長の間できちっと統一見解を持ってやっていくことが大事だと思いますから、今後4人が会うときに、そういう話題も提供しながら対応を考えていきたいと思っております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) 長きの答弁ありがとうございます。

岐阜市も市長さんがかわられましたし、流れ的にも、以前よりは多少は話し合いもスムーズ

にいくんではないかと個人的には思っておりますので、ぜひとも建設的な意見を交わしていた だくことを祈念しております。

笠松町は、確かに財政的には厳しい状況ではありますが、しかし、ピンチはチャンスでもあるといいます。町民の方がごみの有料化に関して前向きに受け入れてもらう状況をつくり、住民協働でごみの減量化を取り組むことによって、笠松町が環境先進都市、あるいは循環型社会を目指すという、こういったイメージが定着すれば、将来的にはそれが新たな町の魅力やブランドにもつながり、そしてまちづくりに協力的な人、あるいは環境教育や環境問題に対して意識の高い人がどんどんこの地域に集まってくれる、そういった笠松町になっていくんではないかと強く期待しているわけであります。

これからも、私ども議会も、行政、そして町内会の皆さん方と一緒になって、ごみの減量化、 そして有料化について考え、検討していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し 上げまして、私からの一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございまし た。

○議長(尾関俊治君) この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分 再開 午後1時30分

○議長(尾関俊治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の質問を許します。

〇10番(長野恒美君) 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、国民健康保険についてでございます。

本来なら、3月議会の予算議会でもう少し勉強しておくことであったのかと思いますが、迷惑でしょうけれどもよろしくお願いいたします。

今年度から国保の財政運営は県に移りました。地方自治体は、県が示した納付金を上納し、 被保険者の医療費については県からの支出になるということです。

今年度の当初予算を見ますと、被保険者からの国保税の収入は5億894万2,000円です。それに県からの支出金17億9,734万円、そして繰入金として他会計繰入金1億7,516万円と基金繰入金が2,171万円、合わせて1億9,687万円が主な歳入となって、歳入合計は25億590万3,000円です。そして、歳出の3款では、国民健康保険事業費納付金は、医療分4億7,541万3,000円、後期医療費支援分が1億4,547万9,000円、介護納付金が5,725万9,000円の合計6億7,815万1,000円が計上されています。この6億7,815万1,000円が今年度の岐阜県への納付金額だと考えますが、財源内訳には、国・県から3,674万5,000円と、その他として2,171万2,000円とありますが、

この内容をお尋ねします。

また、歳入の3款 県支出金は17億9,734万円は、主に被保険者の医療費だと考えられますが、どのような基準で、国保事業のどこまでを県が出すのか、お尋ねします。

また、納付金の額とあわせて、標準保険料率が県から提示されたとのことですが、この標準 保険料率について説明をお願いします。

笠松町の国保税の加算につきまして、3年間で資産割をゼロにし、3方式にする方向は、この国保標準保険料率に沿う方向でしょうか、お尋ねします。県では、保険者努力支援制度も同時にスタートさせたとありましたが、この制度は都道府県、市町村の国保行政のあり方を国が採点し、成績のよいところには予算を重点配分するという制度とのことですが、具体的にはどのような内容が採点されるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、国保の構造問題とよく言われますが、この構造問題で一番大きいことは、保険税が協会けんぽや組合健保に比べ高いということです。大きな要因は、加入世帯の貧困化、高齢化と国の予算の削減です。昭和40年時代の国保の世帯主の職業別世帯構成の割合を見ますと、農林水産業が42.1%です。それに対して、平成28年(2016年)には、この農林水産業42.1%が2.3%に、そして自営業が25.4%から15.0%に、そして被用者、いわゆる給与所得者が19.5%から34.0%に、そして無職、いわゆる年金者等を含めた無職の者が6.6%から43.9%、その他で6.4%から4.8%と、こうした構造がこの間に変化してきている、そのことも大きな国保の問題だと言われております。

また、保険料についても、協会けんぽや組合健保に比べて大変高いという問題です。この問題でも、現在は1人当たり9万4,140円、これは全国平均です。そして、加入世帯の平均所得は138万8,000円、この構成の人たちが国保税の請求対象になったり、国保の事業対象になるということからいっても、この根本問題をどう解決するか、そのことが大事な問題で、県に移譲したことによって、この問題が解決する方向は考えられていないように思います。ここを握って離さないことが、これからの国保運営で大切だと思っています。町長に、この点もお考えをお聞きしたいと思います。

次に、国保制度の改革をめぐる国と地方の協議の中で、全国知事会などが国保の構造問題の解決策として、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を行うこと、子育て世帯等の国保料の均等割を見直すこと、子供の医療費無料化を行う自治体に対する国庫負担減額のペナルティーをやめることなどを要求され、厚労省は、今年度から就学前までの無料化のペナルティーをやめるとのことですが、具体的に影響額はどのようになるのか、お尋ねします。

引き続きこの知事会で要望されている3項目を含め、国の町村・市長会などで厚労省に要求 されるのを続けていくべきだと思っておりますが、町長のお考えをお尋ねします。 次に、2つ目の滞納行政についてお尋ねします。

滞納行政についてですが、平成28年度の決算での滞納額は、町税で1億2,456万8,359円、保育料、学童保育料などで642万3,000円、国保税で2億2,352万586円、後期高齢者医療保険で135万9,300円、介護保険料で803万4,300円、下水道料金は360万5,892円、そして水道料金の滞納者もあると考えますが、私は、税務課、福祉こども課、水道課の皆さんに納期限後のアプローチについていろいろお話を聞きました。どの課の方も大変苦労しながら、住民に寄り添うことを念頭に置きながらやっていてくださるとお話しされましたが、その中で、皆さんの困っていることとして聞くことは、対面してお話を聞くことができれば状況も判断でき、対応することができるけれどと言われます。

滋賀県野洲市でのくらし支えあい条例、債権管理条例の取り組みを視察された日本共産党の各務原市会議員の報告を聞きました。野洲市の人口は5万1,216人、世帯にして1万9,880世帯だそうですが、この野洲市では、滞納は市民からのSOSとして捉え、税金を払いたくても払えない人こそ行政が手を差し伸べる人だとし、滞納を市民生活支援のきっかけにすると、行政が納税相談を行い、滞納者の自立支援をしている。債権管理に当たって、差し押さえによる一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただくことのほうが納税額は大きいと市長も認められ、生活再建優先の考え方で対応されて、2016年度の結果ですが、新規相談者179人、就労支援相談146人、就職決定96人という成績を上げておられるとのことです。このお話を聞き、笠松町でできる第一歩は、滞納者からのSOSを私たち議員も、執行者も、職員も、地域からも共通の見解として身につけて、暮らしに生かしていくことがとても大切だと考えました。滞納は、滞納者からのSOSと考えていることについての町長さんのお考えをお尋ねします。

以上で、第1回目の質問とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(尾関俊治君) 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。
 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず国民健康保険の納付金についての御質問の中で、財源内訳や国保事業のどこまでが県が 出すのかという御質問でありますが、まず初めに、国保制度の改革の概要からもう一回説明さ せていただきますと、御質問にもあったとおり、平成30年度から市町村と県が共同で国保の運 営をすることとなって、従来、市町村単位で運営されていたものが都道府県単位となったわけ であります。これによって、財政運営の仕組みが大きく変わって、医療の給付に係る費用につ いては全額県が負担することとなった一方で、市町村においては、運営に必要な国保事業費の 納付金を県に納めることとなったことについては、既に御承知いただいていることだと思いま す。

また、この制度改正に伴って、当町の国民健康保険特別会計の予算科目を変更し、現在の制

度に沿った当初予算案を第1回定例会に提案をし、御議決をいただいたところでありますが、 この予算の中で、歳入全体の約7割を占めるのが県支出金であり、その大半が保険給付費等交 付金となっておるわけであります。この保険給付費等交付金は、医療給付に対する普通交付金 と、後ほど御説明をしますが、保険者努力支援制度等に係る特別交付金があります。

第1点目の御質問の納付金の財源内訳でありますが、国・県支出金として計上されています のが、先ほど申し上げた保険給付費等交付金の特別交付金であり、その内容は、保険者努力支 援分と県繰入金等であります。また、その他として計上されているのが基金繰入金であります。

2点目の国保事業のどこまで県が出すのかという点につきましては、まず医療費に関しては、 療養給付費や療養費、そして高額療養費及び審査支払手数料の全額について、普通交付金とし て交付されるものであります。また、特別交付金として、特定健康診査等負担金や国特別調整 交付金分、また従来の県特別調整交付金である県の繰入金等が交付をされるものであります。

次に、国庫負担金のペナルティーの廃止の影響や、あるいは国保の構造問題の解決についての御質問でありますが、1つ目に、就学前までの児童に係る国庫負担金の減額措置に係る影響額につきましては、今年度から廃止されるものであり、今後の影響額はわかりませんが、平成28年度の実績を見てみますと、およそ166万円の影響があったものと思われます。

次に、国保の構造問題については、年齢構成が高く、医療費水準が高い、また被保険者の所得水準が低いなどの構造的な問題が以前から指摘をされており、その解決策の柱として、都道府県単位で単位化が行われたと認識をしております。都道府県単位化の実施に当たり、平成27年度から段階的に公費の拡充も行われているところでありますが、都道府県単位化によって、国保の構造問題が解決したとは考えてはおりません。改めて言うまでもなく、国民健康保険は国民皆保険の基盤となる制度でありますので、就学児も含めた子供の医療費助成に対する国庫負担金の減額措置の廃止などの公費拡充について、昨年度も町村会において国に要望を行ったところであり、今後も引き続き要望していきたいと考えております。

次に、標準保険料率についての御質問と、保険税を3方式にする方向というのは標準保険料率に沿う方向なのかという御質問であります。

1つ目の標準保険料率につきましては、都道府県は毎年度、厚生労働省で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料の標準的な水準をあらわす数値として、標準保険料率を算定することとされております。

標準保険料率は、都道府県標準保険料率、市町村標準保険料率、各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率の3種類があって、岐阜県においては、統一基準で選定をされる市町村標準保険料率は、所得割と均等割と平等割の3方式となっております。標準保険料率の算定に当たっては、納付金基礎額に保健事業費等を加えた国保事業に必要な金額から、市町村が収入する公費等を差し引いた保険料総額を算出して、収納率を考慮して算定をされております。

2つ目の町の保険税率については、県の示す市町村標準保険料率が3方式であることや、あるいは資産割については、土地や建物に着目した固定資産に賦課するものであって、金融資産に賦課されておらず、保有資産の種類による不平等感の問題が指摘されており、過去にもさまざまな協議がなされてきたことなどを踏まえまして、段階的に資産割を廃止し、課税方式を3方式とすることとともに、税率の設定に当たっては、市町村標準保険料率を参考にして、その時点の基金保有額等を含めた財政状況等を踏まえて決定するという方向性については、国保運営協議会で議論をいただき、決定をいたしたものであります。

次に、保険者努力支援制度の具体的な内容についての御質問でありますが、保険者努力支援制度というのは、今般の医療保険制度改革において、いわゆるインセンティブのある仕組みが重視されておる中で、医療費適正化の取り組みなど保険者機能を発揮して、国保の財政基盤を強化する目的で実施されるものであって、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対して交付金が交付されるという制度であります。

具体的な評価指標としては、特定健診、あるいは特定保健指導の実施率やメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、そして糖尿病等の重症化予防の取り組み状況、収納率向上に関する取り組み状況などの指標に基づいて評価されるものであります。

2点目に、滞納行政についての御質問でありますが、笠松町においては、滞納のある方に対して催告書などを送付して、その都度、自主納付の呼びかけや、あるいは納付が困難な場合には、納付相談するための来庁をお願いしており、相談をさせていただければ、個々の具体的な生活状況を考慮しつつ、関係部署とも連携するなどして適宜対応させていただいているところであります。

ただ、文書催告によって納付相談に来庁されるケースは少なく、滞納処分を受けて、ようやく連絡が入るケースが多いのが実情であります。滞納に至った根本的な原因が解消されなければ、差し押さえ等の行政処分等によって一時的に対応がなくなったとしても、その後、継続して税金を期限内納付することは困難であり、生活困窮によって滞納することとなった住民の方には親身となって接し、なぜそうなったかという原因を把握して、生活再建のための相談に応じることが生活困窮者の方への支援につながっていくのではないかという思いでありますので、全職員のスキルアップを図りながら、どの部署の職員であっても、滞納は生活状況の一つのシグナルとして認識することによって、職員一人一人が担当業務のみにとらわれることなく、相手の事情を十分理解した上で関係部署と連携をして、より一層きめ細かな対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

〇議長(尾関俊治君) 長野議員。

○10番(長野恒美君) ありがとうございました。

国民健康保険につきましては、今後の運営の状況は数字的にはこれからしかわからないと思いますので、またこれからも見詰めていきたいと思いますが、引き続き町長さんの首長会議などでの主張は続けてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それは機会はありますよね。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** 昨年は、特に町村会から全国町村会を通じて、それぞれの全国陳情のときには、町村会を代表して僕が質問してお願いした項目でありましたけど、ことしも例年、10月の町村長大会には、この問題もまた含めて国への要望事項として入っておりますので、引き続き対応していくと思っております。

[10番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に滞納についてですが、先ほど質問いたしましたように、いろんな町税のみではなく、保育料、国保税、後期高齢者、介護保険、下水道、水道とあるわけですので、私は、1つは、総合的に滞納をまとまって把握できるような連携というのが必要ではないかというのを1点思います。その点はどうでしょうか。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 議員から質問があった野洲市の例を勉強させていただいて、状況を今つかんでおるんですが、いわゆるここで対応しているのも一つの方法でありますし、私どもも、これに近い対応でやらせてはいただいていますが、いずれにしても、滞納者の方と接触しなければわからないことがいっぱいでありますから、強制的にやるつもりは全くありませんが、できるだけ、そういう方を受けとめながら、滞納を整理していくことが大事だと思います。

極端な例を申し上げますと、何カ月に1回、私どものところへ報告が上がってくる水道料金等の滞納であります。40人、50人の方が滞納されていることで、催告書を出しても反応がないときに、給水停止をかけるわけです。そうすると、8割以上の方が来る。これもやっぱり納税者の皆さんの意識が、そういうことでも考え方が違うんじゃないかと思っている部分もある。こういうこともお互いに事務的な労力もなくなることでありますし、お互いにわかることでありますので、それが一つの例としてあります。

また、ほかの滞納に関してもそれに近い部分もありますので、どうしたら皆さんにきちっと 相談をいただいて、役場もやっぱり全体的な流れの中で、それぞれの部署で分かれるんじゃな くて、やれる体制がとれればいいんですが、なかなか人的な、私どもの規模の役場の中で、ワ ンストップで受けとめられるシステムがまだつくり切れていないのも事実であります。それも 今研究はしていますが、野洲市と同じことはできないにしても、この規模の町でできることは やっぱりあると思いますので、研究をしていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) 私も野洲市のを読んで、これは市だからできる、町村ではどうかなと思ったりもしたんですけれど、先ほど言いましたように、人口は5万ちょっと、だから笠松の倍ぐらいの人口のところだなと思います。かといって、今でも大変な陣容の中で皆さん頑張っていてくださるんですが、ただ、一つ思ったのは、なかなか職員全員がそれぞれの担当課がどのような対応しているのかというのをわかっていないような気がするし、そういう点では、町の職員として最低必要な研修というか、そういうのはどんなふうにされているのか。町行政の全体の中身をつかむというのかそういうのは目に新しく入ったときか、どんな形で研修されているんでしょうか。
- 〇議長(尾関俊治君) 川部副町長。
- ○副町長(川部時文君) 最近、特にいろんな制度が複雑になってきていまして、今おっしゃったように、入ったときに学んだことがなかなか通用しないというのは現状でありまして、昨年ぐらいから、職員の有志が自分たちのやっている仕事を各課に伝えるような動きが広まってきていますんで、こういった御提案のような勉強会ですね、これも多分やってくれると思いますので、職員の自主的な動きに期待していきたいなと思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ありがとうございます。

ぜひ積極的にと同時に、私は先ほど言いましたように、滞納者の一人一人が本当に苦しみながら催告書や最初の納入書をもらっている。その方たちも、町が困っているよりももっと苦しんでいると思うんですね、見通しがつかないだけに。ちゃんと払えるということなら、ああ来た来た、忘れとったというぐらいでいけるんですけれど、なかなかそうじゃないところがありますので、ぜひ滞納者が出たそのものが、その本人たちがSOSを発しているんだということを思っていただきたい。私たち自体が日ごろ生活相談の多くにそういうところにかかわってくるんですが、野洲市では、共産党の仕事が少なくなったって言われているそうですけれど、ぜひとも皆さんが、滞納者こそがSOS、助けてと言っているんだと、そんなことを思って、ぜひ皆さんに研修を重ね、私たちもまた議員として重ねながら御一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- ○議長(尾関俊治君) それでは、1番 竹中光重議員の質問を許します。
- ○1番(竹中光重君) 尾関議長のお許しをいただきましたので、通告に従い発言いたします。 初めに、公共施設等総合管理計画についてですが、昨年の3月に公表されました笠松町公共

施設等総合管理計画についてお尋ねいたします。

本計画は、人口の減少、少子・高齢化に伴う社会保障費の財政需要の増加に加え、老朽化が進む公共施設等の維持・修繕費及び更新費用の増加、さらに地方税収入の減少が見込まれるという厳しい財政状況が続く中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため策定されました。

いわゆる自治体がそれぞれに所有する公有財産の老朽化による更新や統廃合、再配置の意思 決定を迅速かつ効率的に実施できる一策として導入されたものです。その管理計画の「全庁的 な取り組み体制の構築及び情報管理、共有方針」の中に、「全庁的な組織を立ち上げ、その統 括のもと、各部署間を調整する推進体制を構築します」と明記されております。

確かに、将来の統廃合や再配置の対象となる施設が特定される際の関係部署との間で庁内合意がとれる組織体制が必要です。特定される公共施設の多くが防災拠点であり、地域の各種団体の活動拠点であることなど、地域住民皆さんへの慎重かつ丁寧な説明と合意形成を果たす中核の部局として役割を担う重要な組織であると考えます。

1点目の質問です。全庁的な組織の立ち上げにあります現状の全庁的な組織、推進体制の進 歩状況及び検討経過をお聞かせください。

同じく管理計画に「公共施設等を適切に管理運営するため、個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した施設カルテを作成」と明記されています。

2点目の質問です。平成28年度末に施設カルテが作成されたとお聞きしましたが、その後の 施設カルテの活用状況をお聞かせください。

次に、公共施設等全体を建築された年代別に見ますと、建物の大規模改修を行う目安とされる築30年以上経過した建築物の延べ床面積が全体の約8割を占めており、老朽化が進行しています。旧耐震基準で建設された公共建築物は全体の約75%あり、そのうち耐震補強施工済みを除く未実施の公共建築物が約40%あるのが現状です。

3点目の質問です。旧耐震基準で建設され、耐震補強未実施の老朽化した公共施設等において、安全確保の観点から、近い将来、廃止の検討が必要であると思われる施設があればお聞かせください。

続きまして、笠松町体育施設の現状と課題についてですが、公共施設等の中の体育施設についてお尋ねします。

3月に出席した体育施設運営委員会におきまして、平成26年度から28年度までの3年間の体育施設の利用状況、稼働率や維持管理費、修繕費用及び利用料収入の説明をお聞きしました。

そこで1点目の質問ですが、現状、体育施設が町民の皆さんにとって健康づくりや生きがいづくりができる施設となっているか、スポーツを行う場として、効果的に利用できる施設とな

っているか、円滑な運営体制になっているか、本町の施設利用状況等を踏まえ、どのように認識しておられるのか、また今後の体育施設での施策の展開等ございましたらお聞かせください。 2点目の質問です。老朽化した町民体育館や南体育館の施設建物の耐震補強等、大規模改修など必要であると皆が考えるところでございますが、財源の裏づけなど、厳しい財政状況の中で課題及び整備計画についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

- ○議長(尾関俊治君) 1番 竹中光重議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず大きな質問の中で、公共施設等総合管理計画の中で、全庁的な組織、推進体制の進捗状況や検討経過などについての御質問でありますが、私どもの町の公共施設等総合管理計画というのは、中・長期的な視点をもって公共建築物の保有量を今後40年間で約25%削減をするとの数値目標を掲げて計画策定に当たっており、施設の管理情報や課題を全庁的に共有するために、二役及び会計管理者や各部長から成る政策会議において協議を進めてまいりました。

計画推進においても、引き続きこの政策会議が庁内の最上位組織として課題を協議し、意思決定を行っていくものとしております。検討経過につきましては、昨年度、各課の主幹や担当リーダーから成る横断組織である行財政改革プロジェクトチームを立ち上げて、総合管理計画の推進について協議を行いました。施設の系統を分類し、個別計画の策定方針案の検討を行い、政策会議において議論を重ねましたが、具体的な施設の集約や再編など、庁内意思決定までには至りませんでしたが、この課題は将来のまちづくりに大きくかかわってまいりますので、引き続き今年度に取り組む行財政改革アクションプランの重要課題の一つである公共施設マネジメントの確立として、施設の最適化の検討を重ねてまいります。

次に、施設カルテの活用状況についての御質問でありますが、当町においても、総合管理計画を策定するに当たって全36施設の施設カルテを作成し、施設評価の基礎的データとして、職員間において情報共有をし、活用してまいりました。

昨年度は、行財政改革プロジェクトチームにおいても、施設カルテの施設基本情報や財務情報、供給情報などから導き出した費用対効果分析や、あるいは施設性能分析を活用して、系統施設の方針案の検討を行いました。

今後、施設の最適化を検討していくに当たり、問題意識を共有して、施設のあり方や方向性 を広く検討するために、施設カルテのさらなる活用を図ってまいりたいと思います。

次に、公共施設等総合管理計画の中で、廃止の検討が必要であると思われる施設や、あるい は町民体育館、南体育館の大規模改修への課題及び整備計画について等の御質問でありますが、 この総合管理計画の中で、公共建築物の更新費用推計というのは、現施設をそのまま40年間、 維持管理運営していくと、年当たり約3億円、トータルで120億円が不足する見込みとなっております。従前どおりの施設改修や更新を行っていくことは、将来にわたり多大な財政負担を伴うこととなりますので、本当に必要な他の住民サービスに影響を与えかねないことが懸念をされます。

また、今後、少子・高齢化や人口減少がますます加速をして、公共施設に対する需要も大きく変化をしていくことが予想されますので、これらのニーズを踏まえて、施設の最適化を図る必要があります。総合的な視点で利用状況及び耐用年数や、そしてまた耐震性、将来ニーズ等を踏まえて、現在の規模や機能を維持して更新していくことが難しいと判断される公共施設は、同系統の施設と統合等によって集約化を検討し、限られた資源を効果的に活用していく必要があると考えます。

また、町民体育館や南体育館につきましては、どちらも築45年を経過しているとともに、Is 値が確保されておらず、現状の施設機能のまま大規模修繕や建てかえによる更新をすることは多額の費用が必要であり、当町の財政状況を鑑みると難しい状況にあります。特に、南体育館は一番古い体育施設であり、修繕による施設の維持に限界が来ている状況でもあります。体育館の将来的なニーズを総合的に判断し、統合や複合化などの集約化を検討してまいります。

いずれにいたしましても、総合管理計画の数値目標達成に向けて、町の将来像を見据えつつ、 当町が将来にわたり行政サービスの提供が維持可能となるよう推進をしていかなければなりません。そのためにも、議員の皆さんや住民の皆様にさまざまな情報提供を行いつつ、一緒になってこの課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、社会体育施設の現状と課題についての御質問であります。

健康づくりや生きがいづくり及びスポーツを行う場として効果的に利用できる施設になって いるのかという御質問であります。

笠松町の体育施設の利用には、いろんな年代層において、町内の在住・在勤者が10名以上となる団体が登録をして利用していただいており、平成30年度の5月末までに238団体が体育団体登録をされております。参考までに5年前の平成26年には、登録団体は181団体でありましたから、これは年々増加している状況であります。

この体育施設については、町体育協会の加盟団体による町民大会等の開催や、あるいはそれ ぞれの団体において、健康づくりや生きがいづくり、そしてまたレクリエーション等を楽しむ 場、競技スポーツの技術向上に向けての練習の場として、施設を効果的に利用されていると認識をしております。

次に、利用者のニーズに対応した円滑な運営体制になっているのかという御質問でありますが、平成27年度に体育施設の予約システムを導入して、施設の空き状況や予約や抽せん受け付けの管理業務を行ってきておりますが、導入当初は、確かに職員や利用団体の皆さんのなれの

部分などでいろいろ課題もありましたが、徐々に浸透をして、利用団体等にとって利便性の向上を図るとともに、受け付け管理業務を円滑に行うことができております。これからも引き続いて、利用団体等が平等に、そして安心して施設利用ができるように、適正かつ円滑な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、施設利用状況等を踏まえて、どのように認識しているのか、また、今後の体育施設等の施策の展開についての御質問でありますが、体育施設の稼働率というのは、屋内施設の夜間利用について、多くが90%、または屋外施設は天候による影響もあり、数字としては上がらないですが、ほぼ土・日の昼間利用について、多くが30%を超えている状況であります。多くの団体が施設を利用しているものと認識をしております。しかし、一方で、町民体育館の柔道場や緑地公園内の運動場や、あるいは松枝小学校の屋外運動場や、そして下羽栗小学校の屋内、屋外運動場などの稼働率の低い施設があるのも現状であります。稼働率の低い原因としては、その施設によっては、使用できる種目が限られることや駐車場の有無などが考えられますが、今後、各施設の現状を分析して、なおかつ施設の活用方法の見直しや、そしてまた縮小、統廃合などの検討もしていかなければならないと考えております。

[1番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 竹中議員。
- **〇1番(竹中光重君)** それぞれに御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

公共施設等の維持管理、修繕、更新等の方針、そして方向性は町民皆さんとの問題意識を共 有することが重要であると思います。

確認ですが、今後のスケジュールにおいて、政策会議等の協議内容や情報を積極的に開示して進めていくという理解でよろしいでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 公共施設のあり方、運営等については、住民の皆さんのしっかりした理解をもとに進めていかなければならない大事な問題でありますので、当然、政策会議等で私どもが意思決定をし、それを決めたときには、まず第一に議員の皆さんに状況報告し御了解を得た上で、今度は住民の皆さんにも御説明をし、そして取り組み状況なども御報告しながら進めていく。これは私どもの責務でありますからの、まず議員の皆さんに報告と了解を得た上での住民の皆さんへの通知になると思いますが、当然政策会議で決定したことはやらせていただく。ただ、政策会議の状況をすぐ公表して、それを住民の皆さんへ、これは会議の性格上できないと思いますので、いわゆる今申し上げた意思決定した分については、そういう流れで広く住民の皆さんに知らしめていく予定であります。

[1番議員举手]

〇議長(尾関俊治君) 竹中議員。

○1番(竹中光重君) ありがとうございます。

町長も今言われたとおり、管理計画は将来のまちづくりに大きくかかわる内容です。特に統 廃合においては、しっかりとした住民説明、形成合意、それを行うための十分な時間が必要に なると思います。そういった点からして、政策会議をスピード感を持って進めていただくこと を要望いたします。

再質問に移ります。

体育施設利用料についてお伺いいたします。

現在、利用料の改定について検討されているのであればお聞かせください。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 先ほど申し上げました行財政改革プロジェクトチームにおいて、利用料についても出てまいりました。そして、当然、近隣の市町村の状況や利用料についても調べさせていただきました。そういう中で、私どもが使用料の決定というのは、まだ今はなされていませんが、平成18年に大きく使用料を見直して、そしてまた平成24年に一部その運用状況を変更させていただいて今日に至っているわけでありますから、その中でいろいろ問題点や私どもの使用料に対する考え方も整理をして、できるだけ早い時期に皆さんの御理解をいただいて、利用料については、時間を狭めてでも対応すべきことではないかと思いますから、昨年、プロジェクトチームで協議した内容について、いま一度、私どもも進めてまいりたいと思っています。

[1番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 竹中議員。
- ○1番(竹中光重君) ありがとうございました。

今、町長がおっしゃられましたが、当町の体育施設利用料と周辺自治体の利用料を比べましたところ、例えば町民運動場やテニスコートなど、お隣の岐南町さんの利用料の約半額ぐらいの設定でございます。平成28年度の体育施設維持管理費、修繕費用及び利用料収入におきまして、維持管理費が4,654万7,157円、うち修繕費が222万2,079円、使用料が815万5,952円、これ仮に利用料が周辺自治体と同じような利用料であれば、利用料が単純に倍になります。約1,600万円が見込まれ、多くの小規模修繕費に素早く対応することが可能であるというふうに私は思います。

しかし、先ほど町長の答弁にもございました、今後の維持管理運営における財政状況は非常に厳しい状況であるというところでございます。ですので、私はいま一度、今、町長のお話にもありましたが、当町の体育施設利用料は、周辺の体育施設利用料を踏まえて、利用料の改定をぜひ検討、そして時間を狭めて、早く進めていくべきことを考えますので、再度、町長のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(尾関俊治君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 施設使用料の見直しというのは、今申し上げたように、行財政改革プロジェクトチームでもなされておりますので、あとは私どもは、それをもって、今、ほかのところとの比較もされましたが、自立できる行財政運営というのは大事でありますので、施設においても、やはり住民の皆さんの受益者負担の適正化というものや施設の最適化などをいろいろ考慮して、できるだけ早い機会に対応ができればありがたいと思いますし、適切な施設の維持管理に努めていきたいと思っております。

いろんな体育施設の委員会等においても御議論いただき、あるいは議会の皆さんとも議論も しながら、今の受益者負担の適正化や施設の最適化を見据えて、使用料の適正化について運営 を進めて、できるだけスピードを上げてやっていきたいと思います。

先ほどからの質問と、また前の古田議員の質問もあったように、やはりごみの問題も施設の問題も、いろんな問題も含めて、また、行財政改革の中でいろいろ見据えている水道料金の問題も含めて、いっぱいそういう見直しと対応をしなきゃならない時期に来ております。一遍に住民の皆さんに負担をすることがいいのかどうかも含めて、私どもはそういう行政の流れで住民の皆さんの理解をいただけるようなことで進めていくことにしておりますので、今言われた施設の運用に関しても早急に判断を下して、議会の皆さんの御判断もいただきたいと思っております。

[1番議員挙手]

- 〇議長(尾関俊治君) 竹中議員。
- **〇1番(竹中光重君)** 広江町長さんより積極的な御答弁をいただきましたので、もう私のほうから申し上げることはございません。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(**尾関俊治君**) これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長(尾関俊治君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後2時30分